

高齢者在宅福祉生活支援サービス

在宅での生活に支援が必要な高齢者と、その家族を支援する高齢者在宅福祉生活支援サービスについて、お知らせします。
問長寿介護課 ☎448

緊急時通報システム

緊急通報端末機およびペンダント型無線発信機を貸与します。急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。

※回線使用料などは利用者負担
 費機器の貸与は無料



↑緊急通報端末機
 ←ペンダント型無線発信機

配食・安否確認サービス

昼食または夕食のいずれかを自宅へ届けるとともに、利用者の安否を確認します。

費1食350円

訪問理美容サービス

理容師または美容師が自宅を訪問し、カットなどのサービスを提供します。

費無料

救急医療情報キット配布

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。

費無料



救急医療情報キット

紙おむつの給付サービス

月1回、決められた枚数の紙おむつを自宅へ届けます。

費無料

寝具クリーニングサービス

寝具の乾燥殺菌(4月・10月)および丸洗い殺菌(7月・1月)を行います。

費無料

家具転倒防止器具等取付サービス

地震などによる家具の転倒を防ぐため、転倒防止器具などを取り付けます。

費無料

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊が見られる認知症高齢者を介護する家族への負担軽減を図ります。

①発信装置による位置探索システム
 位置探知システムを活用して、徘徊高齢者の早期発見につなげます。

②見守りシール
 QRコードが印字された見守りシールを配布します。見守りシールを衣服などに貼り、高齢者が徘徊した場合に、発見者がQRコードを読み取ることで、介護者と発見者がインターネット上の伝言板を通じて連絡を取り合うことができます。

※利用開始に係る費用は利用者負担
 費毎月の利用料は市が負担

※通信料などは利用者負担
 費無料



見守りシール見本

高齢者居室等整備資金融資制度

居室、浴室、トイレなどの増改築または改築工事をするために必要な資金を融資します。

高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額3万円を限度として助成します。

日常生活用具給付等サービス

火災警報器、電磁調理器などを給付または貸与します。
 費所得税課税状況により、無料(全額負担)の7階層

―共通―

市内に住所を有するおおむね65歳以上の方

※サービスによって対象年齢や生活状況などの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※これらのサービスは、在宅で生活している方へのサービスです。病院に入院中の方や、介護保険施設などに入所中の方は利用できません。

各種サービスの申し込みや詳しい内容は、長寿介護課へお問い合わせください。

国民健康保険税の改正

市では、関係法令や県が定めた埼玉県国民健康保険運営方針などを踏まえ、平成31年度から課税限度額や、軽減制度の一部を改正しました。

改正点

①課税限度額の改正
 医療給付費分の課税限度額を表1のとおり引き上げました。

表1 課税限度額の改正

改正前 (H30)	改正後 (H31)
医療：54万円	医療：58万円
後期：19万円	後期：19万円
介護：16万円	介護：16万円
合計：89万円	合計：93万円

表2 被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減特例の改正

改正前 (H30) まで	改正後 (H31) から
当分の間5割軽減	国保加入後、2年を経過する月までは5割軽減 その後は軽減なし

表3 低所得世帯への均等割額の軽減判定所得基準額の改正

改正時期	軽減割合	軽減判定所得基準額
改正前 (H30)	7割	33万円以下
	5割	33万円+ (27.5万円×被保険者数等) 以下
	2割	33万円+ (50万円×被保険者数等) 以下
改正後 (H31)	7割	33万円以下
	5割	33万円+ (28万円×被保険者数等) 以下
	2割	33万円+ (51万円×被保険者数等) 以下

②被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減特例の改正
 被用者保険の65歳以上の被扶養者※であった方に課税される、国民健康保険税の均等割額の軽減特例を表2のとおりおりました。

③低所得世帯への均等割額の軽減判定所得基準額の改正
 低所得者の世帯に課税される国民健康保険税のうち、均等割額を軽減するための、1世帯あたりの所得基準額を表3のとおり拡充しました。

問国保年金課 ☎834